

三菱広島徴用工訴訟一審判決

(釜山地方法院 2007年2月2日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

【原告】 亡訴外人訴訟受継人原告 1 外 5 名

(訴訟代理人法務法人三一綜合法律事務所 外 2 名)

【被告】 三菱重工業株式会社

(訴訟代理人法務法人チョンリュル 担当弁護士チェ・チャンヨン)

【弁論終結】 2006年12月15日

【主文】

- 1 原告の請求をすべて棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らが負担する。

【請求の趣旨】

被告は原告らに各 1 億 1 0 0 万ウォン及びこれに対する本件訴状副本送達の日翌日から支払済みまで年 2 5 % の割合による金員を支払え

【理由】

1 基礎事実

ア 訴外人と原告 2、3、4、5、6 の強制徴用と被爆被害経緯

- (1) 訴外人と原告 2、3、4、5、6 (以下「原告ら」という) は、すべて 1 9 2 3 年頃から 1 9 2 6 年ごろの間に大韓民国で生まれ、ソウル、京畿道、忠清南道などに居住していた者である。一方、日本政府は 1 9 1 0 年 8 月 2 2 日、大韓帝国との間に韓日併合条約を締結した後、1 9 3 7 年に起きた日中戦争と 1 9 4 1 年に起きた太平洋戦争を経て、軍需物資の生産などにおいて国家的な労働力不足現象を経験するようになると、これを解決するために 1 9 3 8 年 4 月 1 日国家総動員法を制定し、1 9 4 4 年 9 月からは国民徴用令により大韓民国の国民に対する強制徴用を実施した。
- (2) これによって原告らは 1 9 4 4 年 9 月頃から同年 1 0 月頃の間日本政府によって強制徴用され、各自の住居地を離れて釜山港に移送され、連絡船を利用して日本の下関港に到着し、日本の広島に行き、そこにある三菱重工業株式会社の機械製作所と造船所に労務者として配置されたが、上記のような移送や配置過程は、日本軍、日本の警察及び三菱重工業株式会社所属の担当者の統制の下で行われた。
- (3) その後原告らは各自の作業場で月 2 回の休日を除き毎日朝 8 時から夕方 6 時まで鉄板切断、銅管曲げ、配管作業等に従事し、一日の作業を終えると三菱重工業株式会社が設置した寮に戻って食事をとり宿泊したが、食事の量や質は著しく不十分であり、宿舍も 1 2 畳程度の狭い部屋に 1 0 ~ 1 2 人の被徴用工らが共に生活するものであった。

また宿舍周辺には鉄条網が張りめぐらされ、勤務時間中はもとより休日にも憲兵、警察らによる厳重な監視が行われ、自由がほとんどなく、韓

半島に残した家族との手紙のやり取りも事前検閲によって内容が制限された。

(4) ところで、1945年8月6日広島に原子爆弾が投下されたことによって上記機械製作所や造船所及び寮などが全て破壊され、作業が中断され、その中で原告らは負傷を負ったまま各自日雇い労働などで帰国費用を用意し、1945年8月15日に日本が降伏を宣言して太平洋戦争が終了した直後の1945年8月末ごろから同年10月末頃の間、原告3は国連軍の船舶を利用し、原告4は三菱重工業株式会社が用意した船便を利用し、訴外人とその余の原告らは密航船などを利用する方法で大韓民国に帰還した。

(5) 原告らは帰国後も強制徴用以前に通っていた職場を失う等従前の生活に適応できないまま社会的・経済的困難を経験したのみならず、被爆による後遺症により最近まで全身の倦怠感、呼吸困難、皮膚疾患、視力減退等の各種の身体的障害に苛まれてきた。

イ 太平洋戦争終戦後の状況

(1) 対日平和条約の締結

太平洋戦争が終戦となった後の1951年9月8日、米国サンフランシスコで米国、英国等を含む連合国と日本国は戦後賠償問題を解決するため対日平和条約を締結したが、上記条約第4条(a)は大韓民国を含む上記条約第2条に掲げる地域にある日本国及びその国民の財産、並びに上記地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記地域の統治当局及びその国民の日本国及び日本国国民に対する請求権の処理は日本国と上記地域の統治当局間の特別取極の主題とすると定めた。

(2) 大韓民国と日本国間の国交正常化のための条約と付属協定の締結

対日平和条約第4条(a)の規定の趣旨に従い、1951年末頃から大韓民国政府と日本国政府の間に国交正常化及び戦後補償問題が議論され始め、ついに1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(以下「請求権協定」という)が締結されたが、請求権協定は第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し2億ドルの借款を行うこととする」と定めるとともに第2条で次のように定めた。

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が

1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

2 本条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で1945年8月15日からこの協定の署名日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に関係する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定に対する合意議事録(I)は、上記第2条に関して次のように定めている。

(a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

(e) 同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

(g) 同条1にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認した。

そして委員会の合意議事録に適示された対日請求8項目要綱には、日本に搬出された地金及び地銀、朝鮮総督府逓信局に対する各種貯金、債権等、1945年8月9日以降、日本人が韓国の銀行から引き出した預金額、振替または送金された金品、韓国法人の在日財産、韓国人や法人が所有して

いた日本の有価証券、銀行券などとともに被徴用韓国人の未収金、戦争による被徴用者の被害に対する補償、韓国人の対日本国政府請求恩給関係、韓国人の対日本人または法人請求が含まれていた。

(3) 請求権協定による後続措置

上記請求権協定が締結されたことにより、日本は1965年12月17日法律144号に「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国の間の協定第2条の実施による大韓民国などの財産権に関する措置に関する法律」を制定・施行して日本国内的に請求権協定第2条に規定された大韓民国または大韓民国国民の日本国または日本国民に対する請求権を消滅させ、一方大韓民国は請求権協定によって支給される資金の使用に関する基本的事項を定めるために1966年2月19日「請求権資金の運用及び管理に関する法律」を制定し、続いて1971年1月19日「対日民間請求権申告に関する法律」を制定して10ヶ月間国民の対日請求権申告を受付けた結果、合計109,540件の申告を受付け、上記の申告分に対する実際の補償を執行するために1974年12月21日、「対日民間請求権補償に関する法律」を制定して1975年7月1日から1977年6月30日までの間に、計83,519件の届け分について合計9,187,693,000ウォンの補償金を支給し、上記各法律は1982年12月31日にすべて廃止された。

ところで前記の法律は強制徴用被害者のうち死亡者に対する補償だけを規定したものであり、被徴用負傷者の補償については何ら規定をしていないため、原告らは現在までいかなる補償も受けていない。

(4) 被告の設立

一方、日本の太平洋戦争敗戦後、三菱重工業株式会社は1946年日本で制定・施行された会社経理応急措置法及び企業再建整備法上の特別経理株式会社に指定されて1950年1月11日に解散し、その現物出資により中日本重工業株式会社、東日本重工業株式会社、西日本重工業株式会社が各設立され、このうち中日本重工業株式会社が1964年6月30に日上記の残りの2社を吸収合併して被告が設立された（以下上記解散前の三菱重工業株式会社を「旧三菱」という）。

ウ 本件の訴の提起

(1) 原告4を除いた原告らは1995年12月11日日本国広島地方裁判所に本件被告に対して旧三菱の不法行為による損害賠償金と強制労働期間の間に支給されなかった賃金などの支払いを求める訴訟を起こしたが（以下「本件前訴」という）、上記裁判所は1999年3月25日上記損害賠償請求が日本民法第724条後段所定の20年の除斥期間を徒過

して提起され、未払賃金請求も1年または10年の消滅時効が完成しすでに消滅したという理由で請求棄却の判決を宣告し、これに上記訴訟の原告らが不服として控訴したが、控訴も棄却され、上記原告らの上告により現在本件前訴は日本最高裁判所に係属中である。

(2) ところで原告は日本国広島地方裁判所の上記1審判決後の2000年5月1日、本裁判所に本件前訴で主張した上記請求原因と同一の内容を請求原因として本件訴を提起し、一方、本件訴が係属中であった2001年2月24日原告中の訴外人が死亡し、その相続人らの中で原告1が訴外人の本件損害賠償債権などの財産を単独相続することによって訴外人の訴訟の手続きを受継した。

[認定根拠] 争いがなく又は明白な事実、甲第1ないし6、10ないし20号証(各枝番号含む)の各記載、原告4本人の尋問結果、弁論の全趣旨

2 当事者らの主張

ア 原告らの主張

(1) 旧三菱の不法行為による損害賠償請求に関する主張

原告らは、旧三菱は日本国の侵略戦争に便乗して原告等を強制連行し、劣悪な環境で強制労働に従事させており、広島に原子爆弾が投下された直後日本人労働者らに対して積極的な救護活動をとったにもかかわらず、原告らについては避難場所や食料などを全く提供しないまま被爆現場に放置し、日本政府の国民徴用令による徴用事由が終了した後は原告らをお大韓民国に安全に帰還させる義務があるにもかかわらず、帰還に必要ないかなる措置も取らなかったが、旧三菱のこのような行為は国際法的には奴隷制を禁止する国際慣習法と1930年に締結され、強制労働の廃止を規定した国際労働機構(ILO)第29号条約に違反するのみならず、ニュールンベルグ(N u r n b e r g)国際軍事裁判所条例及び当該裁判所の判決によって承認された国際法の諸原則、(以下「ニュールンベルグ諸原則」という)で定めた戦争犯罪および人道に対する罪に該当し、国内法的にも韓国の民法第750条所定の不法行為に該当するので、被告としては旧三菱が原告に加えた上記不法行為による精神的苦痛に対する慰謝料として各1億ウォンを賠償する義務があると主張する。

(2) 未払い賃金請求に関する主張

また、原告らは、旧三菱が原告等を強制労働に従事させるにあたり、約定の給料の半分をお大韓民国に残っている家族に直接送金すると約束したにもかかわらず上記の約束を全く履行せず、原告らに直接支給していた月給から国民貯金名目で控除していた金員を強制徴用事由が終了した後も原告に返還せず、原告らに直接支給していた月給も1945年6月21

日頃以降からは支給していないので、これによって下記各金員の合計額を原告らに支払う義務があるが、上記の合計額を現在の貨幣価値に換算すると原告ら1人当たり少なくとも100万ウォンを超えると主張して被告に対して未払賃金として各100万ウォンの支給を求める。

①送金約束相当額：(当時厚生年金法規定の平均賃金から寮費と食費の合計13円及び被保険者負担の保険料を差し引いた金額) × 1 / 2 × 稼働月数

②国民貯金相当額：少なくとも50円

③1945年6月21日から1945年8月31日の賃金相当額：(当時の厚生年金法規定の平均賃金から寮費と食費の合計13円及び被保険者負担の保険料を差し引いた金額) × 1 / 2 × 2.33ヵ月

イ 被告の主張

これに対して被告は、本案前の抗弁として本件の訴は①国際裁判管轄権がない大韓民国の裁判所に提訴され、②国際的な重複訴訟に該当するものとして不適法として却下すべきであると主張し、本案に関しては、原告らに対する旧三菱の損害賠償金ないし賃金支給義務がないと争いつつ、仮に旧三菱の義務が認められるとしても③被告は旧三菱と同一性がないばかりか旧三菱の債務を継承したこともないから旧三菱の原告らに対する債務を履行する義務がなく、④原告の旧三菱に対する本件各債権は請求権協定第2条及び請求権協定に関する合意議事録（I）に規定された内容によって消滅したか、消滅時効がすでに完成してすべて消滅しており、⑤旧三菱は1948年9月7日頃原告らのために未払賃金と国民貯金相当分に該当する金額を供託したので少なくとも原告らの賃金債権は残っていないと主張する。

3 本案前の抗弁に関する判断

ア 大韓民国の裁判所の本件訴に関する国際裁判管轄権を認定するか否か

渉外的な事件に関して国内の裁判管轄を認めるか否かは、国際裁判管轄に関して条約や一般的に承認された国際法上の原則が未だ確立されず、これに関するわが国の成文法規もない以上、結局当事者間の公平、裁判の適正、迅速を図るという基本理念に従って条理によりこれを決定するのが相当である。この場合、わが国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定もまた上記基本理念によって制定されたものであるので、基本的に上記の規定による裁判籍が国内にあるときには、渉外的な事件に関する訴訟についてもわが国に裁判管轄権があると認めるのが相当である(大法院1992年7月28日宣告91다41897判決など参照)。一方、旧民事訴訟法(2002年1月26日法律第6626号で改正前のもの)第4条第1項は、法人などの普通裁判籍はその主たる事務所又は営業所により、事務所と営業所がない場合には

その主な業務担当者の住所に適用されると規定し、第2項は第1項の規定が外国法人などの普通裁判籍について大韓民国にある事務所、営業所又は業務担当者の住所に適用されると定めているところ、上記旧民事訴訟法の規定によると、外国法人などが大韓国内に事務所、営業所又は業務担当者の住所を有する場合には、その事務所等の住所に普通裁判的が認められるとするものなので、証拠収集の容易性や訴訟遂行の負担など具体的な諸事情を考慮してその応訴を強制することが民事訴訟の理念に照らして非常に不当な結果に至るような特別な事情がない限り、その紛争が外国法人の大韓国内の事務所などの営業に関するものではないとしても、わが裁判所の管轄権を認めることが条理に適うといえる（大法院2000年6月9日宣告98다35037判決など参照）。

上記のような法理に照らして本件を見ると、被告は日本法によって成立した日本法人としてその主な事務所を日本国内に置いているが、1987年頃釜山中区中央洞4街53-111所在の東亜日報ビルディング8階に被告の大韓国内業務進行のための釜山連絡事務所を設置し、日本人職員1人をはじめとした5人の職員を置き、原告らが本件訴訟を提起した当時上記釜山連絡事務所が存在していた事実は当事者の間に争いがないところ、上記釜山連絡事務所が商法の規定による代表者選定や営業所の設置登記をしていなかったという事情のみでは上記釜山連絡事務所を旧民事訴訟法第4条第2項にいう事務所に該当しないと見ることもできず、また被告の主張のように上記釜山連絡事務所が実質的な営業活動をしなかった事実を認める証拠もないので、大韓民国の裁判所に被告の普通裁判籍が認められるというべきであり、他に大韓民国の裁判所が裁判管轄権を行使することが当事者間の公平や裁判の適正、迅速を害するなどの条理に反する特別な事情があることを認定する証拠もない。

むしろ、原告らが本件で主張する事実の認定に向けた日本国内の物的証拠はほぼ滅失した反面、最も重要な訴訟資料とも言える原告ら本人がすべて大韓民国に居住しており、事案の内容が大韓民国の歴史と政治的変動状況などと密接な関係があるので、当事者又は紛争事案が大韓民国と実質的な関連があるというべきであり、原告と被告の客観的な訴訟遂行能力を考慮すると、大韓民国の裁判所に対する裁判管轄権の認定が当事者間の公平を顕著に害するものとみることもできず、日本国裁判所で1審と2審を経てすでに一度証拠調査を完了したという事情だけでは、後記の重複提訴の問題は別に論じるとしても、大韓民国の裁判所の裁判管轄権を否定するほどに裁判の適正、迅速に反するものともいえないので、このような事情を挙げて大韓民国の裁判所の裁判管轄権を争う被告の主張は受け入れられない。

したがって本件の訴訟に関して大韓民国の裁判所である本裁判所に裁判管轄権が認められる。

イ 重複提訴に当たるか否か

本件の弁論終結日現在、本件前訴が日本国最高裁判所に係属中の状態であることは前述のとおりであるところ、本件前訴より後に提起された本件訴が後訴として国際的重複訴訟に該当し却下されなければならないかが問題となる。

検討するに、国際的な重複訴訟の認定及びその処理方法について条約や一般的に承認された国際法上の原則は未だ確立されず、これに関する韓国の成文法規もないが、民事訴訟法第217条の規定によると、外国裁判所の確定判決は、(i) 大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上その外国の裁判所の国際裁判管轄権が認められ、(ii) 敗訴した被告が訴状またはこれに準ずる書面、期日通知書や命令を、適法な方式によって防御に必要な時間的余裕をもって送達を受けるか(公示送達またこれと類似した送達による場合を除く)、送達を受け取っていないとしても訴訟に依じており、(iii) その判決の効力を認めることが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に抵触せず、(iv) 相互保証がある場合、上記4要件をすべて満たせば、韓国においてその効力が認められ、外国裁判所の確定判決が上記承認要件を具備する場合にはこれと同一の訴訟を韓国裁判所に再び提起することは外国裁判所の確定判決の既判力に抵触して許されない(大法院1989年3月14宣告88ㄷ184191判決など参照)、外国裁判所に訴が提起されている場合、その外国裁判所の判決が将来民事訴訟法第217条により承認を受ける可能性が予測される時には民事訴訟法第259条で定めた訴訟係属であると認めるべきであるので、これと同一の事件に対して韓国裁判所に提訴するなら、重複提訴に該当して不適法である。

このため、同事件前訴に対する外国の裁判所の日本国裁判所の判決が韓国民事訴訟法第217条により承認可能性があるかどうかを検討するに、本件前訴が提起された日本国裁判所が上記事件に対する国際裁判管轄権をもち、本件前訴の原告らが韓国と日本の弁護士を代理人に選任し、自ら上記裁判所に本件前訴を提起しただけでなく、除斥期間徒過ないし時効消滅を理由に上記原告らの請求を棄却した日本裁判所の判決がその理由のみで大韓民国の善良な風俗その他社会秩序に反すると見ることは難しく、韓国と日本国の間に両国の確定判決に関して相互保証を明示した条約などは存在しないが、日本民事訴訟法第118条で規定した外国の裁判所の確定判決承認の要件が韓国のそれと非常によく似ており、実質的に相互保証がある場合と異ならないということは、被告の主張とおり認めることができる。

しかし、一方で未だ本件前訴に対する日本国最高裁判所の上告審判決がなされず、日本国最高裁判所が今後どのような法的論理を展開して上記原告の請求を判断するか予測し難く、また、本件前訴について広島地方裁判所の判決以外に多数の過去の日本国裁判所の判決内容に照らして検討すると、日本国最高裁判所が上記原告らのような在韓被徴用者の損害賠償等請求に関する判断をする場合において、その判断の基礎となる大韓民国と日本間の歴史的事実や日本国またはその国民により行われた過去の行為に対する評価、法令の適用および解釈などにおいて大韓民国の裁判所と見解を異にする可能性を排除できず、本件前訴に関して日本国裁判所が結論を下した確定判決の効力をそのまま承認することが大韓民国の公益や正義観念や国内法秩序などに照らして許容することができないという結果を全く予想できないわけではないので、結局本件前訴に対する日本国裁判所の確定判決が大韓民国において当然に承認されると断定することはできない。

そうであれば、本件前訴が日本国最高裁判所に係属中という事情だけで直ちに本件訴が重複提訴に該当して不適法であるとは言えない（被告の主張のように原告らが自ら日本で提起した本件前訴で不利な内容の判決を宣告されるや再び大韓民国の裁判所に本件訴を提起したことは、国際訴訟手続の濫用と見る余地もないではないが、前記のように日本国裁判所の確定判決に対する承認可能性が不明な点、1995年に本件前訴が提起されて以来、裁判が非常に遅延している点等を考慮すると、原告らの大韓民国における訴権行使が裁判上の保護を受けきれないほどに訴権の濫用であるとはいえない）。

4 本案に関する判断

ア 旧三菱の国際法的損害賠償責任の成否に対する判断

原告らは旧三菱が奴隷制を禁止する国際慣習法、強制労働に関する国際労働機関第29号条約、ニュールンベルグ諸原則など国際法の規定に違反したとして、これによる旧三菱の損害賠償責任を主張している。

国際法上の私人の主体性の認定可否については国家だけがその主体になり得るという見解もあるが、国際法上の私人の主体性を否定する根拠が不足し、ただ、私人が実際に国際法の主体になりうるか否かは個々の条約、国際慣習法で定めた規範の内容によって異なるものであり、特に私人が国際法を根拠に他の国家またはその国民に対して直接どのような請求をなし得るか否かは、各条約など国際法自体において該当規範の違反行為によって権利を侵害された私人がその被害の回復を請求できるという趣旨及びそれに関する具体的な要件、手続、効果に関する内容を規定した場合や、その国際法による私人の権利を具体的に規定した国内法的な立法措置が行われた場合に可能と言えるだろう。

本件に戻り検討すると、強制労働に関する国際労働機関第29号条約とニュールンベル諸原則の各規定に、強制労働や人道に反する犯罪で被害を受けた私人に強制労働を実施した主体や人道に反する犯罪を犯した犯罪者に対して直接損害賠償を求めることができるようにする規定が存在せず、原告らの主張のように奴隷制禁止は国際法的強行規定と見なされたとしても、さらに奴隷制で被害を受けた私人が奴隷制禁止に違反した主体に対して直接その損害賠償を請求できる国際慣習法の成立を認めるに足りる何の証拠もない。

そうであれば、原告らはその主張のような旧三菱の過去の行為について国際法的損害賠償責任を問い、被告からその賠償金の支払いを得ることはできないというべきであり、この部分の原告の主張はさらに検討するまでもなく理由がない。

イ 旧三菱の国内法上の不法行為責任による被告に対する損害賠償請求についての判断

(1) 被告と旧三菱の同一性の認定可否

旧三菱が1950年1月11日に日本国国内法により解散し、その現物出資により3つの第2会社が設立されたが、再び統合されて現在の被告が設立された事情は前記のとおりであり、被告の主張によってその具体的経緯をみると、日本国が太平洋戦争で降伏を宣言した直後、日本国内の連合国軍最高司令部（GHQ）による財閥解体政策の推進とともに、敗戦によって日本企業が負担することになる巨額の賠償および労務者らに対する未払賃金債務などの解決に向けて日本国は1946年法律第7号と第40号で会社経理応急措置法と企業再建整備法を制定・施行し、上記各法律によって旧三菱は1946年8月11日午前0時を基準にして新会計勘定と旧会計勘定を分離した後、「会社の目的である現在行っている事業の継続、および戦後産業の回復振興に必要な動産、不動産、債権その他の既存財産など」を新会計勘定に属させた後、上記財産を現物出資して3つの第2会社を設立し、その他その時まで発生した債務を中心とした旧会計勘定上の財産や債務は菱重株式会社に承継させたが、この過程で菱重株式会社に承継された旧会計勘定の上記債務の処理については、何の言及や対策を立てていない事実は当事者の間にこれといった争いがない。

上記のような事情を考慮する時、前記のような会社経理応急措置法と企業再建整備法など日本国内法は戦後処理のための特別な目的で制定された技術的な立法に過ぎず、むしろ甲第6号証の1、2、甲第10号証の各記載に弁論の全趣旨を加えて検討すると、旧三菱が被告に変更される過程において実質的に会社の人的、物的構成には基本的な変化がなかった事実

が認められるため、たとえ上記のように日本国の法律が定めるところにより旧三菱の解散と第2会社3社の設立や吸収合併の過程を経て被告に変更された事情があるとしても、旧三菱と被告の間にはその法人格の同一性が維持されてきたと見なければならぬ（これは前掲の証拠からも明らかのように、被告自らも旧三菱を被告の企業歴史の一部と認めている点から確認される）。

(2) 準拠法の決定

旧涉外私法（1962年1月15日法律第966号として制定されたが、2001年4月7日法律第6465号により全文改正される前のもの）第13条第1項によると、不法行為によって生じた債権の成立と効力は、その原因した事実が発生した所の法によるとされているところ、原告らが主張する旧三菱の強制連行と強制労働などの不法行為は大韓国内の原告ら各自の居住地から日本国内の広島に至るまでの一連の継続された過程で発生したものであるため韓国民法の規定は準拠法となりうるが、さらに現行民法附則第2条の規定によると上記法は特別な規定ある場合のほかは上記法施行日前の事項についてもこれを適用するとされているので、結局、わが国の現行民法の不法行為に関する規定は旧三菱の不法行為による被告の損害賠償責任の有無を判断する準拠法となる。

(3) 旧三菱の不法行為による被告の損害賠償責任の成否

(ア) 判断の順序

この部分の当事者らの主張に対する論理的判断の順序は、旧三菱が原告ら各自に行った行為の態様を確定した後、その行為が韓国の民法第750条所定の不法行為に評価されうるか否かを判断し、それが認められる場合にさらに被告の主張について判断するのが原則であるというべきである。原告らがこの部分の請求原因として主張する事実は全て太平洋戦争末期の1944年から1945年日本国の敗戦前後に上る極度の混乱期に発生した事実であり、その発生からも60年以上の歳月が経過した関係でそれに対する十分な立証が難しく、原告の当事者陳述に主に依存せざるをえないという特別な事情があるので、原告らが本件の請求原因として主張する事実関係の存否を判断する前に、原告らのこの部分の請求原因が事実と認められたとしてもそれによる原告らの損害賠償債権がすでに時効消滅したという被告の抗弁に関してまず検討することにする。

(イ) 時効消滅についての当事者らの主張

被告は、本件訴が原告らが主張する不法行為から50年余りが経過して提起され、たとえ原告らの主張のように大韓民国と日本国の国交が

断絶された状態だった1965年6月22日以前までは原告らの権利行使に法律上の障害が存在したとみて消滅時効起算点を1965年6月22日としても、訴提起当時すでに30年余りが経過していたので、原告らの本件の損害賠償債権は民法第766条によって消滅時効が完成したと主張し、これに対して原告らは旧三菱の不法行為は人道に反する戦争犯罪の一環で行われたものであるから時効制度が適用されず、仮に時効制度が適用されるとしても大韓民国と日本国の間の国交断絶、その後国交樹立と同時に締結された請求権協定の存在、大韓民国国民の対日民間請求権を消滅させた日本国内法第144号の施行など、法律上の障害事由により原告らの本件損害賠償債権の消滅時効は進行せず、請求権協定関連文書が全面公開された後、大韓民国政府の法的意見が表明されたことによって責任主体に対する権利行使が実質的に可能になった2005年8月26日から初めて進行したので、未だ消滅時効は完成せず、その間原告らの絶え間ない賠償請求に対して被告が今まで見せてきた態度に照らし、被告が今になって時効消滅の抗弁を主張することは信義則や権利濫用禁止の原則にも違反すると主張する。

(ウ) 判断

原告らの主張のように本件損害賠償債権が旧三菱の人道に反する戦争犯罪に関連した損害賠償債権という事情だけでは、そのような債権について例外的に消滅時効の適用を排除する根拠を見出すことができない。

したがって、原告らの本件損害賠償債権にも消滅時効制度は適用されるので、特別な事情がない限り上記債権は不法行為の日から10年間これを行わなければ時効によって消滅するというべきであるが（民法第766条第2項）、原告らが主張する本件不法行為の日からはもちろん、被告の主張のようにその後大韓民国と日本国の国交が正常化された1965年6月22日から起算しても原告らが本件訴をそれから10年が既に経過した後の2000年5月1日に提起したことは記録上明白であるので、原告らの本件損害賠償債権は上記の訴提起以前にすでに時効によって消滅したというべきである（一方、原告らの主張自体によっても原告らをはじめとする在韓被爆者らは日本との国交が樹立された直後の1967年ごろから社団法人韓国原爆被害者援護協会を設立し、1974年、その下部組織として韓国原爆被害三菱徴用者同志会を設立し、同年8月頃その会員たちが被告を訪問して強制徴用による賠償金や未収金の支給を要求したというが、原告らは遅くともそのころには本件損害賠償債権を行使することかできたと思われるので、そのときか

ら起算してもすでに10年の消滅時効が完成した)。

また、消滅時効は客観的に権利が発生してその権利を行使できる時から進行しその権利を行使できない間は進行しないが、ここで「権利を行使できない」場合というのは、その権利行使に法律上の障害事由、例えば期間の未到来や条件不成就等がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知ることができず、知ることができなかったことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しないとされるが(大法院2006年4月27日宣告、2006다1381判決等参照)、これまで請求権協定第2条及びその合意議事録の規定について韓国政府の国民に対する外交的保護権のみを放棄したのか、あるいはわが国民の日本国または日本国民に対する個人的損害賠償請求権も放棄されたのかについて議論が行われてきており、原告らが上記請求権協定の明確な意味を知らずにそれらの権利を行使することができないと信じたとしても、上記のような請求権協定の存在または対日民間請求権の消滅を規定した日本国内法の制定・施行があったという事情のみで原告らの権利の行使を阻止する法律上の障害事由があったとはいえないので、原告らの本件の損害賠償債権に対する消滅時効の起算点を2005年8月26日と解することは困難である。さらに、債務者が消滅時効完成を主張することが信義則に反して権利濫用として許されない場合とは、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要だと信じさせるような行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使することができない障害事由があったり、またはいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないような態度をとり権利者をしてそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情があり債務履行の拒絶を認めるのが著しく不当であるとか不公平である等の特別な事情がある場合に限るとされるが(大法院2005年5月13日宣告2004다71881判決など参照)、原告らの主張のように、被告が大韓民国や日本国との国交が樹立される前までは「国交樹立時まで待とう」と言ったり、国交樹立後には直接的な賠償義務は否定しながらも「他の企業が被徴用被害者らに対して補償する動きを見せれば、原告にも誠意を見せる」という態度を見せたという事情のみで被告が消滅時効が完成した後も時効を援用しないような態度を見せて原告等にこれを信頼させた見るとは難しく、原告の本件損害賠償債権が反人道的な戦争犯罪に関連した損害賠償債権であるという理由のみで被告の消滅時効完成の抗弁自体が権利濫用に

該当すると解することもできない。したがって、原告らの本件損害賠償債権が本件の訴提起以前にすでに時効消滅したという被告の抗弁は理由がある。

ウ 未払賃金請求に対する判断

原告らが旧三菱の労務者として強制労働をして大韓民国に帰還した当時、旧三菱から支払われず残った賃金の合計額が少なくとも各100万ウォンを超えるという原告らの主張について、原告4の本人尋問結果のみではこれを認めるに足らず、他にこれを認める証拠がなく、たとえ上記のような原告らの賃金債権が存在したとしても、前記の原告らの本件損害賠償債権と同様に原告らの上記賃金債権も最長10年の消滅時効期間が経過してすでに消滅時効が完成したので、いずれにせよ原告らのこの部分の主張は受け入れることができない。

5. 結論

そうであれば、原告らの本件各請求は、当事者らのその余の主張について更に検討するまでもなく全て理由がないのでこれを棄却することとして、主文の通り判決する。

判事、李スンホ（裁判長） リュージェフン ファンヨンヒ